

フランスにおける「ふくしまの酒」販路拡大事業 委託に関する業務仕様書（案）

1 事業目的

日本酒市場が着実に成長傾向にあるフランスにおいて、本年 10 月に現地で開催される Salon du sake 2025 へ本県ブースを出展することにより、「ふくしまの酒」の更なる認知度向上及び販路拡大を図る。

2 委託業務内容

(1) 展示会に関すること

- ア 本年 10 月にパリで開催される「Salon du sake 2025」に福島県ブースを出展する。
なお、出展申込みは甲が行う。
- イ 出展ブースのサイズは 18 m² (3m×6m) とし、出展費やブース装飾費などの出展に係る費用は全て本事業にて負担すること。なお、出展者は 5 事業者程度とし、甲が県内蔵元に公募のうえ決定する。
- ウ 本県が Guest of honor (主賓県) として出展することを想定し、周知広報等使用するデザインや制作物については、主催側と連携し、必要な時期に必要な数を手配すること。なお、Guest of honor の選定手続きについては、甲が別途主催者で行う。

※Guest of Honor(主賓県)とは、参加都道府県から選出され(1 回限り)、出展料のみの負担で長期的な周知・広報、出展ブース位置の優遇などの特典がある。これまで Guest of Honor に選定された都道府県は広島県、京都府、兵庫県、新潟県の 4 府県のみ。
- エ 開催期間中は 1 日あたり 1 回、「ふくしまの酒」ならではの魅力及び価値が伝わるセミナーやワークショップ等を開催すること。なお、毎回異なるテーマ及び内容とすること。
- オ 主催側と調整のうえ、効果的な周知広報及びマーケティング方法を検討し、より多くの方へ福島県ブースへの誘客を図ること。
- カ 必要に応じて、事前及び事後に現地インポーターやディストリビューター等への周知及び商談の機会を設けるなど、本事業を通して参加蔵元全ての商流が構築できるよう努めること。
- キ 参加蔵元の渡航費用を一部負担すること。(1 事業者あたり上限 20 万円)
- ク 会期中の商談等に必要な通訳を、各日 1 事業者あたり 1 名手配するほか、通訳者には予め蔵元及び商品の情報など、商談に必要な情報をレクチャーすること。
- ケ 主催者及び参加蔵元との連絡調整を行うほか、商談に必要な資料(商談シート等)を作成すること。
- コ 展示会で提供する日本酒等については、日本国内の指定場所から展示会場まで輸送(通関含む)するほか、展示会終了までの間、品質管理を徹底すること。
- サ 参加蔵元が円滑に商談に臨めるよう、展示会の概要や商談時の留意点等に関する事前説明会を実施すること。(オンライン可)
- シ 参加蔵元へ事後ヒアリングを実施し、商談成約結果等を甲へ報告すること。

(2) 市場分析等に関すること

- ア 本事業の効果分析及びフランスにおける福島県産酒の販路拡大に向けた市場分析を行うこと。
- イ アの分析を踏まえ、次年度以降のフランスにおける福島県産酒の販路拡大に向けた取組案を提案すること。

3 その他

- ア 現地コーディネートなど、事業実施体制に受託者以外の者がいる場合は、実施体制及びその者の経歴を明らかにすること。
- イ その他、事業実施に付随する業務が発生した際は甲乙協議のうえ実施すること。

※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・本紙に記載のない事項について、業務が発生した際には、甲と協議すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真、チラシ、画像等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。

3 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・着手届
 - ・統括責任者通知書
 - ・実施工程表
 - ・業務実施体制図
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に遅滞なく提出するもの
 - ・完了届
 - ・収支決算書
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

5 統括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

6 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

7 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めることとする。ただし、契約書に明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。